

「健康保険任意継続被保険者資格取得申出書」を提出される皆様へ

「保険料納付に関するお知らせ」

保険料の納付方法については、次のいずれかの方法により納付していただくとなります。

納付書にて毎月納付していただく方法

・毎月月初めに当健康保険組合より納付書を送付いたしますので、納付書に記載されている「納付期限」までに金融機関の窓口で納付書を使用して納付してください。

※口座振替の取扱いはありません。

※「納付期限」は原則として毎月10日となっておりますが、以下の理由により「納付期限」が10日にならない場合がありますので、必ず「納付期限」を確認してください。

【納付期限が10日にならない場合】

- ①当該月の10日が土日・祝日の場合（納付期限は翌営業日）
- ②初めて保険料を納付する場合（納付期限は健康保険組合が指定した日）

【注意事項】

- ・納付書が届かない場合または、紛失してしまった場合は、早急に当健康保険組合に連絡してください。
- ・納付期限までに保険料が納付されなかった場合は、任意継続の資格を喪失することとなります。なお、初回分の保険料が納付期限までに納付されなかった場合は、被保険者の資格が取り消しとなります。

前納制度を選択し、6ヶ月または、12ヶ月納付していただく方法

①6ヶ月前納を選択した場合

3月から8月に資格取得した場合は、資格取得月の翌月分から9月分までの保険料、9月分から翌2月に資格取得した場合は資格取得月の翌月分から当該年度の3月分までの保険料を納付することができます。

②12ヶ月納付していただく方法

資格取得した際に、資格取得月の翌月からの当該年度の3月分までの保険料を納付することができます。

※保険料を前納にて納付する場合は、保険料が割引されます。

※前納の納付期限は、資格取得年月日の属する月の月末となっておりますので、**資格取得申出書を提出された時期によっては、前納にて納付することができない場合があります。**

【例】令和2年11月30日任意継続被保険者資格取得の場合

令和2年11分保険料 → 納付期限：令和2年12月10日

令和2年12月分～令和3年3月分保険料

→ 納付期限：令和2年11月30日

納付期限より前に納付書を発行できないため、前納の取扱いができません。

このような場合は、令和2年11月分～令和2年3月分保険料までは毎月納付していただき、前納の切り替え時期となります令和2年4月分から、6ヶ月または、12ヶ月前納を選択し納付していただくこととなります。

※前納制度での納付をご希望の場合は、事前に当健康保険組合業務課までご連絡ください。（業務課：044-233-5538）